(情報通信技術分科会(第181回)資料181-2-2)

資料配信作1-1

放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件(概要)

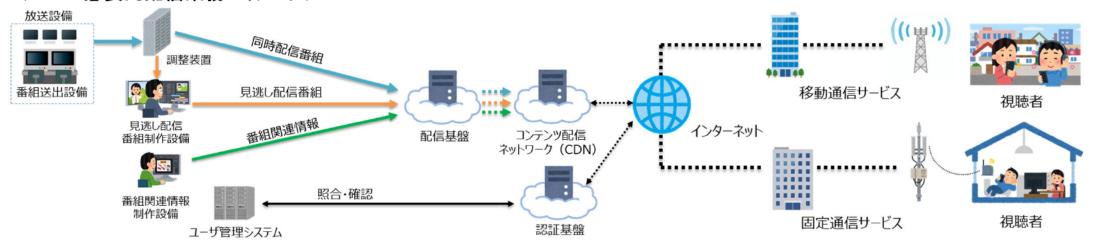
1. 諮問の背景

- 近年、国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあるなど、放送をめぐる視聴環境は急速に変化。
- 令和6年5月の放送法の一部改正により、日本放送協会(NHK)の放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とすること等を措置。
- NHKが必須業務として行う配信の業務(必要的配信業務)に用いられる配信用設備等については、放送法第20条の3第1項において、総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならないと規定。
- 当該基準は、配信用設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること、 及び配信用設備等を用いて行われる配信の品質が、総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準であるようにすることが 確保されるものとして定められなければならないと規定。

2. 検討事項

- 放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る以下の事項等について検討。
 - (1) 配信用設備の装置及びネットワークの構成
 - (2) 配信用設備の安全・信頼性を確保するための措置
 - (3) 配信用設備等による配信の品質の水準

<NHKの必要的配信業務のイメージ>



3. 検討体制

● 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会に「NHK配信用設備作業班」を設置して検討を実施。

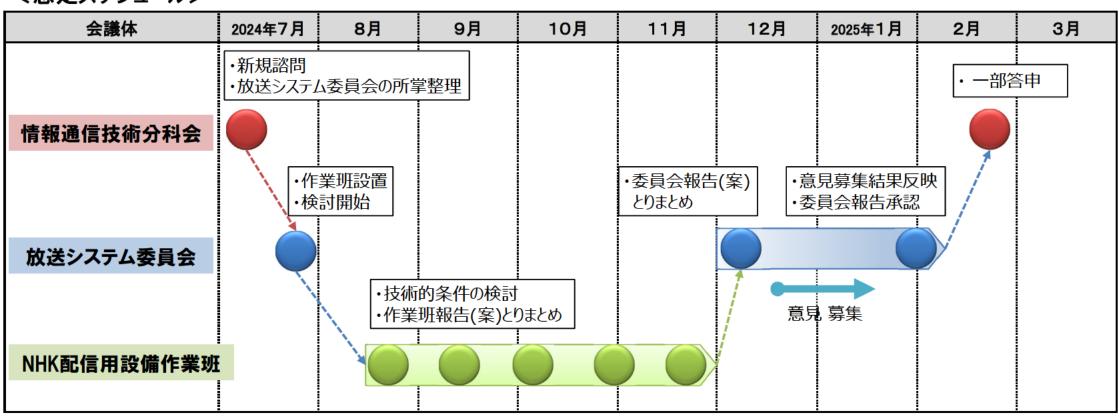
4. 答申を希望する事項及び時期

● 「放送法第20条の3第1項に規定する配信用設備に係る技術的条件」について、令和7年2月頃に一部答申を希望。

5. 答申が得られた時の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。

<想定スケジュール>



- ▶ NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、同時配信を行うこと及び見逃し配信を行うことをNHKの必須業務とする。
- ▶ NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放 送番組の全部又は一部について、番組関連情報※の配信を行うことをNHKの必須業務とする。
 - ※ 放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの

NHKの業務

<法改正前>

<法改正後>

必須業務

(法第20条第1項)

- ■国内放送
- ■国際放送
- ■放送に関する研究開発等

任意業務

(法第20条第2項)

- 放送番組及び理解増進情報の配信 (インターネット活用業務)
- ■放送番組等の配信事業者への提供
- ■放送番組等の外国放送事業者への 提供

目的外業務

(法第20条第3項)

- ■施設・設備の提供・賃貸
- ■番組制作の受託等

- ■国内放送
- ■国際放送
- ■原則全ての放送番組の同時配信
- ■原則全ての放送番組の見逃し配信
- ■番組関連情報の配信
- ■放送に関する研究開発等

■放送番組の見逃し配信期間後の配信

- ■放送番組等の配信事業者への提供
- ■放送番組等の外国放送事業者への提供
- ■施設・設備の提供・賃貸
- ■番組制作の受託等

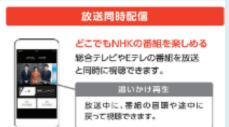
【参考】NHKが提供している主なインターネット配信サービスの概要

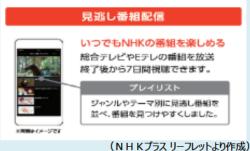
- NHKは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「NHKオンデマンド」を開始。
- ▶ 2020年(令和2年) 4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「NHKプラス」を開始。

インターネット活用業務(2号受信料財源業務)

NHKプラス

- ・地上波(総合・教育)の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信 (原則1週間) サービス。
- ※同時配信については、原則すべて。 (総合テレビは24時間、Eテレは19時間)
- 無料だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契 約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信はメッセージを表示したうえで 冒頭1分のみ視聴可(2023年10月から未ログイン者の1分間トライアル 視聴開始)。
- ·登録完了者数は約504万件(2024年3月末時点)
- ・訪問ユーザ数(UB数※)は週平均約217万。
- ※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザー数。





NHKニュース・防災アプリ

- 災害情報等のニュースを同時配信(2016年から)
- ・理解増進情報の配信





NHKワールドJAPAN

・外国人向け国際放送 (テレド・ラジオ) の同時配信、オンデマンド配信

らじる★らじる

・ラジオ放送(第1、第2、FM) の同時配信、聴き逃し配信 (2011年9月から)





インターネット活用業務(2号有料業務)

NHKオンデマンド

- ·衛星放送の一部番組も含む放送番組を、2~3週間程度 又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。
- ・有料(月額990円か1本あたり110円~330円)

- ·会員登録者数は約342万人 (2024年3月末時点)
- ・12,000本以上の番組を提供。



出典:デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 公共放送WG(第14回)資料より(一部更新)

○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(定義)

- 第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。
 - $-\sim$ 三十 (略)
 - 三十一 「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に 該当しないものをいう。
 - 三十二 「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの(当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。)をいう。
 - 三十三 ~ 三十四 (略)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

- 第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 ~ 二 (略)
 - 三 協会が放送する全ての放送番組(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。)について、<u>放送と同時に当</u>該放送番組の配信を行うこと。
 - 四 協会が放送した全ての放送番組について、<u>放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送</u> 番組の配信を行うこと。
 - 五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六~八 (略)

(必要的配信業務の方法)

- 第二十条の三 協会は、第二十条第一項第三号から第五号までの業務(以下この条において「必要的配信業務」という。)を行うに当たつては、<u>必要的配信業務に用いられる設備(当該設備に記録された放送番組その他の情報を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備その他の総務省令で定める設備に限る。次項第一号及び第三項において「配信用設備」という。)及びその運用のための業務管理体制(以下この条において「配信用設備等」という。)を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。</u>
- 2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - 一 <u>配信用設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、必要的配信業務に著しい支障を及ぼさないようにすること</u>。
 - 二 <u>配信用設備等を用いて行われる配信の品質が総合的に評価して基幹放送の品質とできる限り同等の水準である</u>ようにすること。
- 3 ~ 11 (略)